

# 情報共有

～ 市の取り組みの現状 ～

## ■ 情報公開制度とは

逗子市情報公開条例の特徴



# 情報公開制度

## 目的【第1条】

- 「知る権利」を制度的に保障し、「開かれた市政」の実現を図る。

# 情報公開制度

## 基本原則【第2条】

- (1) 情報提供の推進
- (2) 公開が原則（非公開とすることができる情報は必要最小限にとどめる）
- (3) 個人情報の保護（個人のプライバシーには最大限の配慮をする）
- (4) 分かりやすく、利用しやすい制度となるよう努める
- (5) 公正かつ迅速な救済の保障

# 情報公開制度

## 定義【第3条】

「情報」とは、

- ①実施機関の職員が、
- ②職務上作成し、又は取得した
- ③文書（磁気テープ、フィルム等を含む。）に記録され、
- ④実施機関が現に保存又は保管しているもの

# 情報公開制度

## 情報の公開を請求する権利【第4条】

「何人も」 未成年者、外国人も請求可能

# 情報公開制度

## 情報の公開義務

- (1)原則公開【第5条第1項】
- (2)非公開とすることができる情報【第5条第2項】
  - ①個人に関する情報
  - ②法人情報
  - ③市が実施する事務又は事務事業のうち、
    - ア 意思決定過程情報
    - イ 市の機関等における協力関係維持情報
    - ウ 事務・事業の実施に関する情報
    - エ 犯罪誘発情報
  - ④法令秘情報
- (3)存否応答拒否【第8条】

# 情報公開制度

情報公開請求を受理したら・・・【第10条】

請求日から起算して7日以内に決定



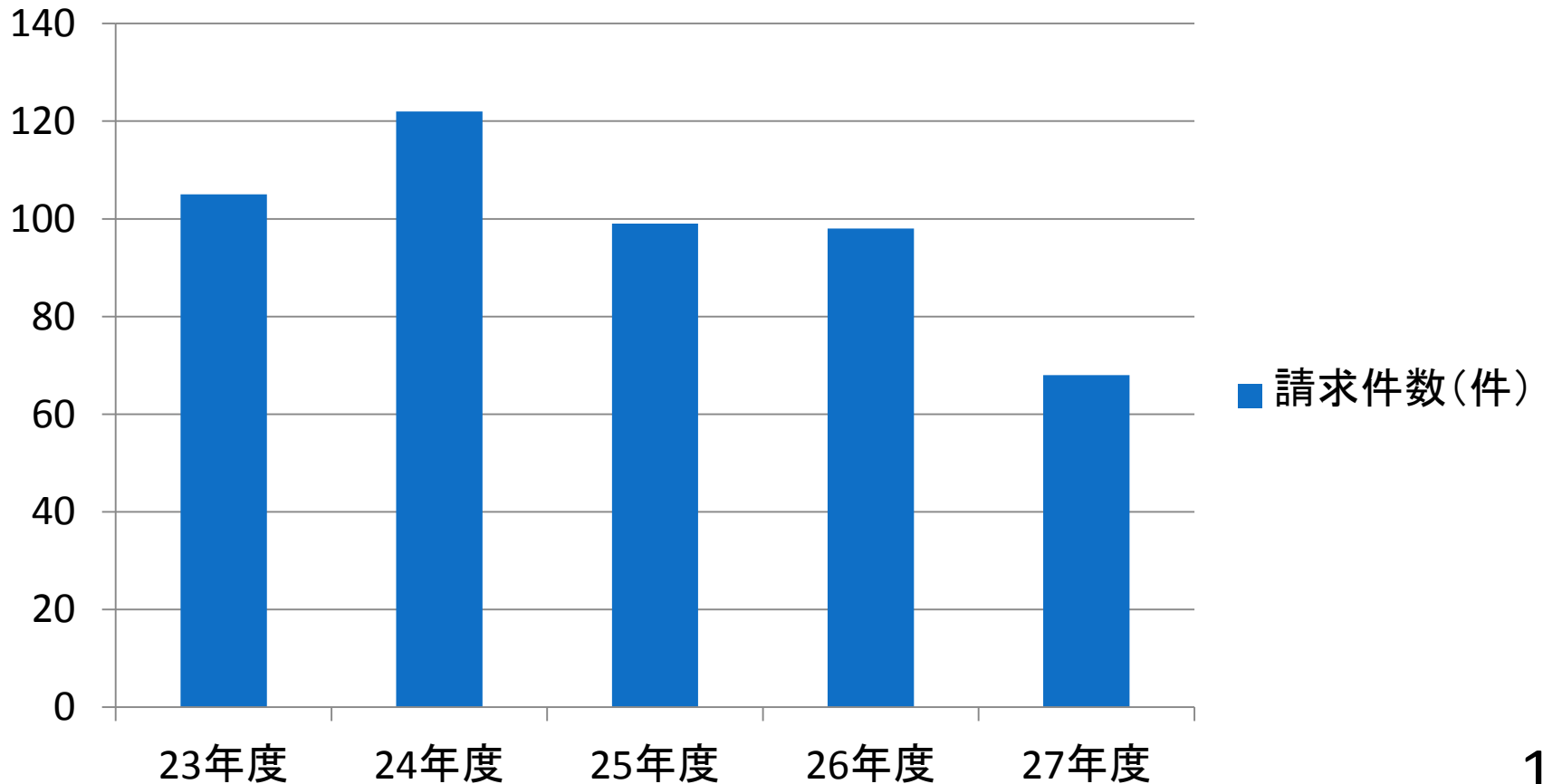
# 情報公開制度

## 情報公開審査委員【第15条】

- 非公開決定等に係る不服や相談を直接受け処理する簡易迅速な独任制の救済機関
- 不服等を受け付けてから、理由があると認めるときは30日以内に勧告
- \* 現在は弁護士3名

# 情報公開制度

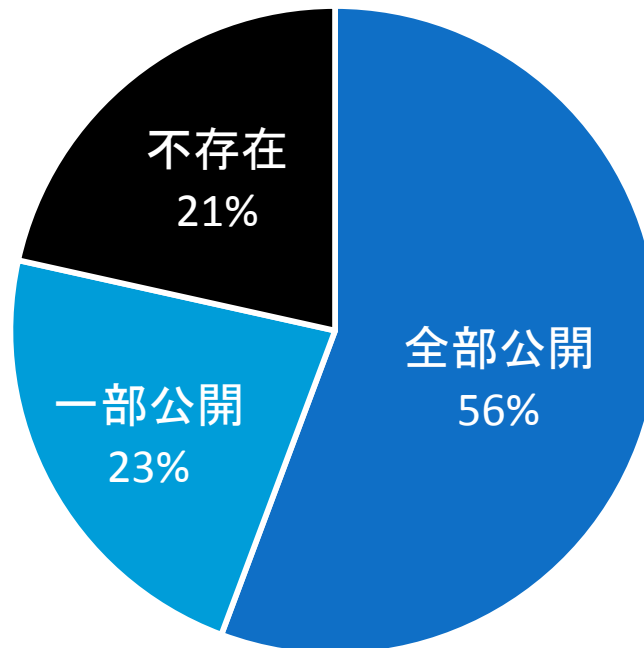
## 情報公開請求の実績



# 情報公開制度

## 公開請求に対する決定の内訳(27年度)

### 内訳



# 情報公開制度

## 情報公開運営審議会【第16条】

- (1) 制度の運営・改善等に関し、実施機関の諮問に応じ答申
- (2) 自ら調査審議して意見を建議

\* 市民中心の合議体 委員7名

# 情報公開制度

## 情報の管理等【第18条】

- (1)情報の適正管理
- (2)文書目録作成・閲覧を義務付け
- (3)一定期間経過後の非公開情報の公表

# 情報公開制度

## 会議の公開【第20条】

- (1) 審議会等の会議は公開
- (2) 庁内会議も公開するよう努力
  - ・ 会議の事前公表の徹底
    - HPの作成、イベントカレンダーへのリンク付けなど
  - ・ 会議録の作成

# 情報公開制度

## 情報提供の推進【第22条】

市の重要な施策に係る条例の制定、計画の策定  
予算のこと 手数料のこと・・・など

→正確でわかりやすく市民に提供するよう努めなければならぬ。

# 情報公開制度

## 情報提供と情報公開請求

情報提供	情報公開請求
法的に義務づけられることなく、自主的な意思で保有情報を提供すること	情報公開請求に基づき、保有情報を公開することが義務づけられる
請求の有無にかかわらず実施	請求に基づき実施
ニーズを踏まえ、わかりやすく加工された情報が中心	加工されないそのままの情報を公開
広報紙、行政資料の刊行・配布、報道機関への情報提供、PR用ちらし、HP など	起案文書、供覧文書、帳票、簿冊、台帳、図面、写真 など



# 情報公開制度

## (参考)オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用可能な  
データ

→「公開」よりも「活用」に重点を置く。

エクセル等加工可能な情報

- 人口
- 市内避難所情報
- AED設置状況
- 観光情報                      など

## ■ 個人情報保護制度とは

逗子市個人情報保護条例の特徴



# 個人情報保護制度

## 目的【第1条】

- 適正な個人情報の取扱いに関し必要な事項を定める
- 個人情報の開示、訂正請求等の権利の保障

# 個人情報保護制度

## 定義【第2条】

「個人情報」とは

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であって、当該実施機関が現に保存又は保管しているもののうち個人に関する情報(中略)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。

# 個人情報保護制度

## 本人の請求権の保障

- 1 自己情報開示請求権(第14条)
- 2 開示請求者(第14条2項)  
→請求者は、本人か法定代理人
- 3 開示原則(第14条3項)

# 個人情報保護制度

情報公開制度同様、救済制度（保護委員）や運営  
審議会制度あり



# 個人情報保護制度

## ☆ポイント

□情報公開に関する資料  
→誰でも公開請求できる  
誰でも閲覧できる

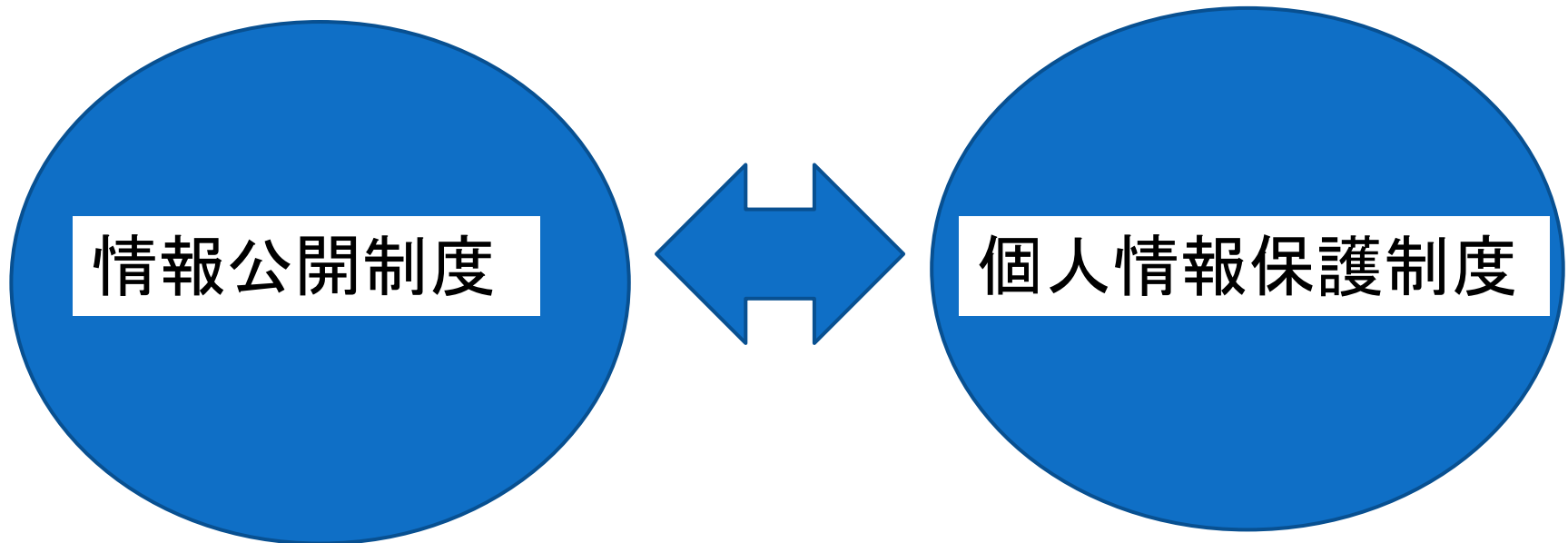


□個人情報に関する資料  
→本人か法定代理人のみ開示請求できる  
本人か法定代理人のみ閲覧できる

# 個人情報保護制度

## ■まとめると・・・

両制度のバランスが大切





## その他の取り組み

### まちづくりトーク

- まちづくりトークは市の政策について市長と意見を直接交換する場を提供するもので、市の広聴のひとつです。
- テーマは行政側で選択しますが、平成28年度からはテーマを市民から募集することも行っています。
- 平成28年度の例
  - 「地域自治システムは何をめざすのか」
  - 「熊本地震から見る地震への備えと避難所生活」

# その他の取り組み

## まちづくりトーク



## その他の取り組み

### お出かけ円卓フォーラム

- お出かけ円卓フォーラムは市の仕事について、市の職員が出張して説明し、学び合うものです。
- 概ね10人以上のグループで申込できます。テーマはメニューの中から選べます。
- テーマの例
  - 「自治基本条例とは」 企画課
  - 「新しい地域自治の仕組みづくりについて」  
市民協働課